

◎新潟県病院局告示第1号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

令和6年2月27日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

- 1 委託した事務
新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンターにおける外来駐車場の利用料金収納事務
- 2 受託者の住所及び名称
東京都新宿区西新宿6丁目14番1号
東京ビジネスサービス株式会社
- 3 委託期間
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで